

# 薬物乱用防止啓発事業委託仕様書

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課  
(担当 増本、川井 電話 075-222-3430)

この仕様書は、京都市（以下、本市）が発注する以下の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

## 1 契約件名

薬物乱用防止啓発事業

## 2 事業目的

近年、大麻の検挙者が増加し、その半数以上は30歳未満で占められるなど、薬物乱用の低年齢化が進行している。

また市販薬を大量服用するオーバードーズも社会問題となっている。

薬物乱用の根絶に向け、特に若者に対し、薬物使用の危険性等を訴えかける動画等の作成及びSNSや集客施設での配信により効果的な啓発を行う。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

## 4 委託内容

### (1) 広告用動画の作成について

動画はSNS及び映画館の15秒間以下の広告に使用する事を前提とし、以下の点に留意して作成すること。

- ・ 動画は薬物乱用防止について、主に啓発するものとする。
- ・ 動画はSNS広告及びシネアド（映画広告）等に適した解像度で作成すること。
- ・ 広告対象は10歳代～30歳代の若年層で、乱用薬物に対する興味を持っている者及びその可能性がある者に向けたものであること。
- ・ 映像の加工、音楽の付加等の作業を行い、動画完成までに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 動画作成に使用する画像等は、基本的に本市の提供素材より作成をすることとするが、音楽素材や、独自で使用了素材等に関する著作権等の処理及び使用料等の費用は、受託者の負担とすること。

(2) SNS等における動画配信について

動画をSNS等の15秒間以下の広告で配信するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 本市が指定する動画を、SNS等広告として配信すること。
- ・ 配信期間は令和8年10月1日から令和8年12月31日までとし、配信回数は延べ20万回表示以上とすること。
- ・ SNS等はYouTube広告、TikTok広告、Instagram広告又はそれに準ずるものとする。
- ・ 配信する広告は本市が指定する動画広告を基本とすること。
- ・ YouTube広告、TikTok広告及びInstagram広告以外のSNSにおいて広告を行う場合、または広告を動画広告以外とする場合は、広告内容について本市と事前に協議を行うこと。
- ・ 本市の指定するURLをランディングページとして設定すること。
- ・ 広告配信は本市内の10歳代～30歳代の若年層を対象とするもので、年齢指定、キーワード等によるターゲティング設定をすることとし、その設定内容について、受託者が必要な助言を行い、本市が決定するものとする。
- ・ 動画の配信結果については、概ね1箇月毎の集計結果を1箇月以内に本市に報告すること。

(3) 映画館における動画配信について

動画を映画館で15秒間配信するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 本市が指定する動画を、シネアド（映画広告）として配信すること。
- ・ 映画作品は1作品指定とし、受託者が必要な助言を行い、本市が決定するものとする。
- ・ 配信期間は14日間以上とすること。
- ・ 配信場所はMOVIX京都を基本とすることとし、配信場所をMOVIX京都以外とする場合は、配信場所について本市と事前に協議を行うこと。
- ・ 動画の配信結果については、配信期間終了後1箇月以内に本市に報告すること。

5 受託者の条件

以下の(1)～(3)のいずれの条件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されており、業務の履行に必要な能力・技

術等を有する作業員を有していること。

- (3) 本市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。

## 6 成果物の納品について

動画データ一式及び配信結果を本市に提出すること。

なお、動画データは MP 形式等、SNS や本市ホームページへのアップロードに適した形の電子データとすること。

## 7 その他

- ・ 本仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議すること
- ・ 貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、本市担当者の指示に従うこと。
- ・ 作業各工程において、必要に応じて本市が作成中データの確認及び修正指示を行う。
- ・ 成果物及び成果物において用いられる写真・イラスト等の著作権は、一部著作権が設定されているものを除き、本市に帰属する。成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し、本市が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- ・ 業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
- ・ 委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書の提出後、30日以内に支払うこととする。
- ・ 本仕様について疑義があるときは、契約前に本市との間で十分協議しておくこと。また、業務開始後に本仕様に疑義が生じた場合は本市と協議を行い、本市の指示に従うこと。